

2020年度日本女子体育大学入学試験 受験生の皆さまへ

大規模災害で被災した受験生への特別措置について

大規模災害で被災された受験生の経済的な負担を軽減するため、2020年度入試において以下の通り特別措置を講じます。詳細につきましては、入試・広報課へお問い合わせください。

1. 対象となる災害

(1) 特別措置の対象となる災害は以下の通りとする(以下、「当該災害」という)。

- 東日本大震災
- 熊本地震
- 平成30年7月豪雨
- 北海道胆振東部地震

2. 入学検定料の免除

《対象者》

以下のいずれかに該当する方

- ① 当該災害により主たる家計支持者が死亡若しくは行方不明、または長期療養中若しくは重度の障害を負っている者
- ② 当該災害による災害救助法の適用を受けた地域に居住し、学費負担者(主たる家計支持者)の居住する持ち家が半壊以上の被害を受けた者
- ③ 福島第一原子力発電所の事故により、学費負担者(主たる家計支持者)の居住する持ち家が帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域の指定を受け避難した者

すべての入試方式に共通して、入学検定料の振り込みは必要ありません。出願の際には、入学検定料を振り込まずに、罹災証明書(福島第一原子力事故に伴い避難された方は「被災証明書」)等の原本またはコピーを同封の上、出願書類をお送りください。(①に該当する場合は戸籍抄本(原本)、またはそれに代わる公的機関の書類(原本)も同封)。

3. 2020年度の学費等の減免

《対象者》

以下のいずれかに該当する方

- ① 当該災害により主たる家計支持者が死亡若しくは行方不明、または長期療養中若しくは重度の障害を負っている者
- ② 当該災害による災害救助法の適用を受けた地域に居住し、学費負担者(主たる家計支持者)の居住する持ち家が半壊以上の被害を受け、現在も経済的に修学困難な状態が続いている者
- ③ 福島第一原子力発電所の事故により、学費負担者(主たる家計支持者)の居住する持ち家が帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域の指定を受け避難し、現在も経済的に修学困難な状態が続いている者

※ただし、①～③に該当する場合であっても、主たる家計支持者一人の収入金額が下記の家計基準に該当すること。

1. 給与所得者 841万円以下
2. 給与所得者以外 355万円以下

合格発表後、入試・広報課にお電話でお申し出ください。本学より「申請書」を送付しますので、必要事項をご記入のうえ以下の書類とあわせてご返送ください。その後本学で審査を行い、減免措置に応じた納付金振込用紙をお送りします。

- 「罹災証明書」(福島第一原子力事故に伴い避難された方は「被災証明書」)(原本)
 - 世帯全員の「住民票」(原本)
 - 「源泉徴収票」または「確定申告書」(税務署の受領印のあるもの) ※コピー可
- (①に該当する場合は戸籍抄本(原本)、またはそれに代わる公的機関の書類(原本)も同封)。

※その他、本学が必要とする書類の提出をお願いすることがあります。